

個人住民税特別徴収指定事業所の拡大について

《市長コメント》

平成24年8月に、宮城県が策定いたしました「特別徴収義務者一斉指定ガイドライン」に基づき、特別徴収を実施していない「従業員規模3人以上」の事業主を対象に、平成25年度から、県内市町村と足並みを揃え、特別徴収義務者として一斉指定することといたしました。

給与所得者の個人住民税の徴収方法につきましては、原則として、所得税の源泉徴収義務者である事業主が、給与から天引きして、従業員（納税者）に代わって市町村に納入する「特別徴収」の方法によって納入することが義務づけられていることから、既に特別徴収を実施している事業主との公平性の確保、納税者の利便性及び徴収確保を図るため実施するものであります。

なお、県内では、平成23年度に多賀城市、大郷町が先行して一斉指定を実施済みであり、28市町村が平成25年度に一斉指定する予定となっております。

また、10月1日に生活環境部市民税課内に「特別徴収相談窓口」を設置し、事業所からの問い合わせなどに的確に対応することとしております。